

地域鉄道（近江鉄道線）存続にかかる税制上の特例措置について

近畿部会提出

近江鉄道は1898年に営業を開始した歴史ある鉄道で、琵琶湖の東岸に計59.5キロメートルの路線網を有します。長年にわたり、滋賀県民・住民の公共鉄道として利用されてきましたが、1994年度に赤字転落して以来28年間、黒字化は一度もなく、2021年度までの累積赤字は61億円を超える状態となりました。

また、2018年度～2027年度までの10年間で56億円もの設備更新費用が見込まれ、近江鉄道株式会社が「民間企業の経営努力による事業継続は困難」と示したことから、2019年11月に滋賀県と沿線の5市5町が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設置し、協議の結果2020年3月に全線の存続を決議しました。

運営形態は、上下分離方式への移行が議論され2024年度以降に、第二種鉄道事業者から鉄道施設管理団体（地方公共団体で組織する第三種鉄道事業者）に対し鉄道施設等の譲渡及び事業利益の寄附等を行うこととなりますが、この時点において巨額の税負担が生じることになり、極めて重大な問題となっております。今後、上下分離への円滑な移行と持続的かつ安定的に鉄道の活性化・再生を図るため、下記の事項について関係法令等の改正を含む税制上の特例措置と地域鉄道の存続にかかる支援を強く要請致します。

記

- 1 地方公共団体で組織する第三種鉄道事業者に対し課税される登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税に係る税制上の特例措置を講じること。
- 2 第二種鉄道事業者から地方公共団体で組織する第三種鉄道事業者に対し、土地（軌道敷地）・駅舎・車両等を譲渡する際に、第二種鉄道事業者に対し課税される法人税に係る税制上の特例措置を講じること。
- 3 第二種鉄道事業者で生じる利益の一部を、地方公共団体で組織する第三種鉄道事業者に対し寄附をする際に、第二種鉄道事業者に対し課税される法人税に係る税制上の特例措置を講じること。